

答弁書第一四二号

内閣参質一八〇第一四二号

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員上野通子君提出学校教育現場における子宮頸がんワクチンの接種方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出学校教育現場における子宮頸がんワクチンの接種方法に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が平成二十二年十月六日に取りまとめた提言で、子宮頸がん予防ワクチンの接種を予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による定期の予防接種に位置付ける方向で検討すべきとされたこと等を受けて、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を促進している。また、同ワクチンの接種に当たっては、その実施主体である市町村に対して、「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」（平成二十二年十一月二十六日付け健発一一二六第一〇号・薬食発一一二六第三号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知別紙）により、同ワクチンの効果及び副反応その他同ワクチンの接種に関する注意事項等の被接種者等に対する十分な周知を求めている。一方、性に関する指導については、児童生徒の発達段階に応じて学校教育の中で適切に実施されており、同ワクチンの接種の実施主体である市町村に対して、お尋ねのような指導は行っていない。

